

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案 (条 例 案 の 概 要)	提出した意見
平成30年第5回定例会 議第129号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (H30.10.12付けの人事委員会勧告等の内容に鑑み、給与改定を実施するため、規定の整備を行うもの)	異議なし。 (H30.12.4人委第192号)
平成31年第1回定例会 議第31号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (家畜伝染病防疫作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給上限額を改定するため、規定の整備を行うもの)	異議なし。 (H31.2.26人委第245号)

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- (1) 名 称 等 平成30年人事・給与統計 243ページ 21部
- (2) 調 査 対 象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員
- (3) 内 容 ア 人事に関する統計
 (ア) 職員の構成に関する統計 (職員の配置状況と年齢、性別、職務段階、学歴からみた職員構成等の静態統計)
 (イ) 職員の異動に関する統計 (職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計)
 イ 給与に関する統計 (平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計)
- (4) 調 査 時 期 静態統計・給与統計 平成30年4月1日
 動態統計 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで